

議第84号

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例
京都市ラクト健康・文化館条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考以外の部分中

1,000			円
3,400	5,400	6,000	
2,600	4,200	4,700	
1,700	2,700	3,000	
1,300	2,100	2,350	
5,600	9,000	10,000	
4,300	6,900	7,700	
2,800	4,500	5,000	
2,150	3,450	3,850	
1,600			

を

1,020			円
3,490	5,550	6,170	

2,670	4,320	4,830
1,740	2,770	3,080
1,330	2,160	2,410
5,760	9,250	10,280
4,420	7,090	7,920
2,880	4,620	5,140
2,210	3,540	3,960
1,640		

に改め、同表備考3中「つど」を

「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市ラクト健康・文化館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市ラクト健康・文化館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用料金について適用し、同日前の利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。